LegalNetworks

ニュースレターNo.0007

~配偶控除「103万の壁」の縮小・廃止検討~

政府は、安倍政権が目指す女性の活躍を実現するため、専業 主婦の妻がいる世帯などの所得税負担を軽減する配偶者控除の 縮小・廃止を検討しているようです。

では、現行で妻が働く上で「壁」となっている年収金額を おさらいしてみましょう。

【年収 100 万円】: 1月~12月までの年収が 100 万円以上で 住民税がかかります。(市区町村によって金額が異なる場合あり) 【年収 103 万円】: 1月~12月までの年収が 103万を超えると 自ら所得税を負担するとともに、夫の方も配偶者控除を受けら れなくなり、控除額が逓減する配偶者特別控除の対象になり す。(年収140万円まで)

【年収 130 万円】: 年収見込が 130 万円以上になってくると、 配偶者自身が社会保険(健康保険・厚生年金保険) 又は国民 健康保険・国民年金に加入しなくてはなりません。

【年収 141 万円】: 1月~12月までの年収が 141万円以上 になると、配偶者控除だけでなく、配偶者特別控除も受けら れなくなります。

ただし、年末調整の際、住宅借入金等特別控除の適用を 受ける場合など、結果的に税額が変わらないこともあります。 社会保険料も控除されると手取りは減りますが、将来受け取 る年金額が増えるというメリットもあります。

大事なことは「壁」を基準にして働き方を決めるのではな く、まず従業員がどのような働き方のビジョンを持っている のか、なのではないかと思います。

6/1~7/10 労働保険料年度更新 申告。納付 7/1~7/10 社会保険算基礎屆 提出

今年も年に一度の上記手続の季節が近づいてまいりま した。<u>5月中に労働局から労働保険年度更新の申告書が、</u> 6 月中には年金事務所から算定基礎届等が事業所へ郵送 されます。手続担当へお渡しくださいますようお願い致 します。

社会保険の算定基礎届については、近年、賃金台帳・ 関係帳簿の確認の来所(年金事務所への)要請がありま す。数年に一度、順番で調査が行われますので、弊社ク ライアント様の中にも昨年、数件該当がございました。

社会保険適用者の資格取得が適正に行われているか、 再確認が必要です。

この来所要請の通知文は算定基礎届とは別送で送られ てきますので注意してください。

妻の年収	妻の税金		夫の税金		社会保
	住民税	所得税	配偶者	配偶者特	険負担
			控除	別控除	
100 万未満	なし	なし	受けられる	受けられない	なし
100万以上103万以下	かかる				
103 万超 130 万未満		かかる	受けられない	受けられる	
130万以上141万未満					あり
141 万以上				受けられない	



社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F Tel:03-6328-2239

http://www.kintaikanrikenkyujo.jp

~労務・税務スケジュール~

労務 5/1~5/31

4月分の社会保険料の納付

4月分の源泉徴収所得税・ 特別徴収住民税の納付

税務 5/1~5/31